

証券投資信託の信託終了に係る手続きのお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「AAAソブリン・ファンド」につきまして、受益権の総口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2019年11月5日をもって信託を終了（繰上償還）する手続きを行う予定ですのでお知らせいたします。

この信託終了に異議のある受益者の方は、2019年8月16日から2019年9月17日までの間に、当ファンドの委託者である当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間内に異議を述べた受益者の方の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、2019年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、2019年11月5日をもって信託を終了します。

この場合、異議を述べた受益者の方は、当社を通じて受託会社に対し、2019年9月19日から2019年10月8日までの間に、自己の有する受益権を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2019年8月16日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社